

様式第 2 号（第 3 条関係）

* 受付番号		入居希望住宅団地名									
公 営 住 宅 入 居 申 込 書											
年 月 日											
箕輪町長 白鳥 政徳 殿											
公営住宅に入居したいので、所得証明書等を添えて申し込みます。											
収入に関する決定等の措置に対し必要があると認められるときは、官公署で必要な書類を閲覧されることに同意いたします。											
この記載事項が事実と相違する場合は、入居の資格を取り消されましても異議を申しません。											
住 所 氏 名 電話番号 印											
現住所						氏名	男・女 年 月 日生				
職業						勤務	所在地				
月収						先 名 称					
同居 親族	氏名	続柄	性別	生年月日	職業	勤務先	月収	障害者	老年	寡婦	
合計	人					円					
同居はし ないが、 申込者の 扶養親族											
扶養親族の中で 70 才以上の者の氏名											
住 宅 の 困 窮 状 況						現在の住居状況					
1. 住宅以外の建物に居住している。 2. 保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している。 3. 他の世帯と同居して著しく生活上不便を受けている。 4. 住宅がないため親族と同居できない。 5. 風教上不適当な住宅に居住している。 6. 正当な理由により立退を要求されている。 7. 通勤が困難である住宅に居住している。 8. 収入に比して著しく過大な家賃を支払っている。 9. 上記以外の場合は、その困窮事情を()に記入すること。 ()						1. 持家・借家・寮・下宿 その他 ()					
						2. 現在の住居の延面積		m ² 坪			
						3. 現在の住居の畳数及び室数		畳数		室数	
						4. 現在支払っている家賃（月額） 円					
添付書類：所得証明書、完納（納税）証明書、住民票、その他関係書類(婚姻予定証明書等)											
記入要領：1. 「職業」及び「勤務先」欄は、詳細に記入すること。 2. 「同居親族」欄は、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚約者及び婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を記入すること。 3. 同居する親族が婚約者のときは、「続柄」欄に「婚約者」と記入し、別に「婚姻予定証明書」を添付すること。 4. 「障害者」、「老年者」及び「寡婦」欄は、該当するところがあれば○印を記入すること。 5. 「住宅の困窮状況」欄の 1 から 9 まで及び「現在の住居状況」欄の 1 は、該当事項に○印を記入すること。 6. * 欄は記入しないこと。											

個人番号届出書

年 月 日

箕輪町長

名義人(入居申込者)

住所

氏名 ㊞

公営住宅の管理に関する事務(入居者の資格証明・入居申込・同居承認申請・入居継承承認申請・収入申告・家賃等減免(徴収猶予)申請・異動届)に係る個人情報について、次のとおり氏名及び個人番号を届け出ます。

ふりがな氏名	続柄	個人番号(12桁)											
	本人												

同意書

私及び下記の者は、町が箕輪町公営住宅管理条例、同施行規則に基づく公営住宅の管理に関する上記に記載のある事務について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に定める個人番号(マイナンバー)を用いて、地方税関係情報を利用又は取得することに同意します。

記

名義人	住 所						
	生 年 月 日	年 月 日					
	氏 名	㊞		名義人との続柄		本人	
同居者	住 所			☐ 名義人と同居			
	生 年 月 日	年 月 日					
	氏 名	㊞		名義人との続柄			
同居者	住 所			☐ 名義人と同居			
	生 年 月 日	年 月 日					
	氏 名	㊞		名義人との続柄			
同居者	住 所			☐ 名義人と同居			
	生 年 月 日	年 月 日					
	氏 名	㊞		名義人との続柄			
同居者	住 所			☐ 名義人と同居			
	生 年 月 日	年 月 日					
	氏 名	㊞		名義人との続柄			

箕輪町公営住宅入居者の連帯保証人確認書

年 月 日

箕輪町長 様

氏名 実印

私は、箕輪町公営住宅 住宅団地 第 号に入居する の
連帯保証人として、下記事項につき責任を負うことを確認します。

記

1. 入居者が何等かの事情により家賃を滞納した場合は、入居者に対する督促に協力するとともに、本人から納入がない場合には代わりに納入すること。
2. 入居者が町に無断で退去した場合は、入居者の代わりに退去修繕（畳の取替等）を実施するほか、置去品等については責任をもって引き取ること。
3. その他、入居者が条例等に違反し、町もしくは近隣入居者等に著しく迷惑をかけた場合は、必要に応じ町と協力のうえ解決を図るとともに損害が生じた場合は、その補償を行うこと。
4. 何等かの事情により連帯保証人をやめる場合は、入居者と相談のうえ、新たな連帯保証人を立てること。